

司法書士

著書「Vマジック」をメインとした学習と講座の役割

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 254299

SU25429

**著書「Vマジック」をメインとした学習と講座の役割～
LEC 専任講師 森山和正**

講師紹介

森山和正

早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヵ月合格コースを受講し、8か月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。著書「ケータイ司法書士」は、累計25万部を超え、受験生の必読書となっている。

著書

「ケータイ司法書士Ⅰ～Ⅵ」

「森山和正の司法書士Vマジック」

「司法書士合格六法」(以上三省堂)

「司法書士試験解法テクニック50」

「司法書士暗記のターゲット100」

「森山式司法書士試験合格する勉強法60」

「司法書士試験すぐに結果が出る勉強メソッド55(共著)」(以上中央経済社)

をはじめ著書多数。

1. 本試験が要求するもの

(1) 総論

- | |
|----------------------------|
| ①法律の知識（正確な知識）
②解答力（得点力） |
|----------------------------|

①⇒インプット

②⇒アウトプット

(2) 確実な合格のための目標

目標は確実合格することのできる得点

択一で確実に基準点を突破する

記述で上乘せに十分な得点を稼ぐ

2. 具体的学習法

(1) インプットから始める

- ・インプットなくしてアウトプットなし
- ・アウトプット中心の弊害

①網羅性がない

②体系性がない

③丸暗記に陥る

- ・年内にインプット先行

(2) インプットの際に気を付けること

- ・広く学習する
- ・理由付け
- ・理解をする
- ・思い出せるようにする
- ・試験に出る形で記憶する

(3) インプットにおける科目別のポイント

憲法	①条文（統治を中心に） ②判例（結論だけでなく審査基準などの理論も）
民法	①条文（改正注意） ②判例 ③出題実績の少ない分野も軽視できない
刑法	①条文（構成要件など） ②判例（過去問論点为中心） ③過去問が重要
会社法・商法	①条文（改正点も） ②会社法は平成18年度以降の過去問、商法分野は古い過去問も
民訴・民執・ 民保・供託	①条文 ②判例 ③過去問が重要
司法書士法	条文（過去問中心）
不動産登記法	①条文・先例（過去問中心・改正注意） ②総論分野も手を抜かない
商業登記法	①条文・先例 ②株式会社以外の分野も手を抜かない ・持分会社 ・一般法人 ・総論分野 ・個人商人等

(3) アウトプット

- ・過去問
- ・答練模試

(4) 過去問の使用法

- ・はじめは読み物（ある意味インプット教材）
- ・解かないで読む（カンニング的利用法）
- ・解説は読まない
- ・テキストに戻る（関連事項を整理）
- ・キーワード・論理を押さえる（事例へのあてはめ力の養成）
- ・年明けは解答力の養成も

(5) 模試・答練の使用法

- ・解答力を鍛える
- ①選択肢の読み方
 - ②時間配分の練習
 - ③難問が出題されたときの対処法
 - ・ペースメーカーにする
 - ①予習型
 - ②復習型

(6) 記述式問題を解けるようにするために

- ・分析
- ①どうして記述式で点数がとれないのか
 - ②そもそも記述式が苦手なのか
 - ③どうして時間がかかるのか
- ・対策
- ①基礎知識の充実→問われているのは基本的な知識
 - ②ひな形を確実に
 - ③解法の習得→演習

3. 「Vマジック攻略講座」について

(1) 講座の趣旨

- ①丁寧なインプット
- ②幅広い出題に対応
- ③独学力の養成
- ④記述式問題の総合対策

(2) 講座の利用法

★予習型

- ・時間の講義部分の『Vマジック』を読む
- ・講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く⇒復習サポート講義の活用
- ・『Vマジック』を読み直す

★復習型

- ・講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く⇒復習サポート講義の活用
- ・『Vマジックを読み直す』

(3) 具体的スケジュール

通学生 1

	月	火	水	木	金	土	日
午前						問題 B	答練・記 述対策 など
午後						読込 A	
夜	講義 A 3 時間	復習 A	問題 A	講義 B 3 時間	復習 B	読込 B	

通学生 2

	月	火	水	木	金	土	日
午前	予習 A	復習 A	記述の 解法	予習 B	復習 B	答練な ど	やり残 しの確 認
午後		問題 A			問題 B		
夜	講義 A 3 時間	読込 A	ケータイ暗記	講義 B 3 時間	読込 B		

通信生 1

	月	火	水	木	金	土	日
午前						講義 A 3 時間	講義 B 3 時間
午後						復習 A	復習 B
夜	読込	読込	ケータイ暗記	ケータイ暗記	やり残しの確認	問題 A	問題 B

通信生 2

	月	火	水	木	金	土	日
午前	講義 A1 1 時間	講義 A2 1 時間	講義 A3 1 時間	講義 B1 1 時間	講義 B2 1 時間	講義 B3 1 時間	答練・記述対策 など
	復習 A1	復習 A2	復習 A3	復習 B1	復習 B2	復習 B3	
午後	問題 A1 読込 A1	問題 A2 読込 A2	問題 A3 読込 A3	問題 B1 読込 B1	問題 B2 読込 B2	問題 B3 読込 B3	
夜	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	ケータイ暗記	

第8問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A所有の甲土地がAからBへ、BからCへと順次売却された後、AB間の売買契約が合意により解除された場合には、Cは、BからCへの所有権移転登記がされていないときであっても、Aに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。

イ A及びBが甲土地を共同相続した場合において、Bが、甲土地について単独で相続した旨の登記をした上で甲土地をCに売却し、その旨の登記がされたときは、Aは、Cに対し、当該登記の全部抹消登記手続をすることを請求することができる。

ウ 甲土地を所有するAが死亡し、Aの子B及びCのうちBが相続の放棄をしてCがAの唯一の相続人となった場合には、Bの債権者Dが甲土地をBも共同相続したものであるとしてBのその持分を差し押さえたときであっても、Cは、Dに対し、甲土地の単独所有権の取得を主張することができる。

エ A所有の甲土地をAがBに売却したが、その旨の登記がされていないことを奇貨として、CがBを害する目的で甲土地をAから買い受け、その旨の登記がされた場合には、その後、Cが事情を知らないDに甲土地を売却し、その旨の登記がされたときであっても、Bは、Dに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。

オ AがB所有の甲土地を占有し、取得時効が完成した後、その旨の登記がされない間に、CがBから甲土地について抵当権の設定を受け、その旨の登記がされた場合において、Aがその後引き続き時効取得に必要な期間甲土地の占有を継続したときは、Aが当該抵当権の存在を容認していたなどの特段の事情がない限り、Aは、甲土地の取得時効を援用し、Cに対し、当該抵当権の消滅を主張することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

午前 R5 - 7

オ AがB所有の甲土地を占有し、取得時効が完成した後、BがCに対し甲土地につき抵当権の設定をしてその旨の登記をした場合において、Aがその抵当権の設定の事実を知らずにその登記後引き続き時効取得に必要な期間甲土地を占有し、その期間経過後に取得時効を援用したときは、Aは、Cに対し、抵当権の消滅を主張することができる。

午前 H31-4

イ AがB所有の甲不動産を占有して取得時効が完成した後、CがBから抵当権の設定を受けて抵当権の設定の登記がされた。その後、Aが、Cの抵当権の存在を知らずに再度時効取得に必要な期間甲不動産の占有を継続し、取得時効の援用をしたとしても、Cの抵当権は消滅しない。

類似判例との区別がきちんとついているか。

最判平 15・10・31	最判平 24・3・16
<p>取得時効を援用し、時効取得を原因とする所有権の移転の登記をした者は、時効完成後に設定された抵当権設定登記を起算点とする再度の時効完成を援用することはできない。</p>	<p>時効取得が完成後、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて、その登記をした場合において、時効取得者がその後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続した後に取得時効を援用したときは、時効取得者が抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り、再度の時効取得の結果、抵当権は消滅する。</p>

【時効取得と抵当権の設定】

例題4 A所有の不動産について、Bが占有し取得時効が進行している間に、CがAから当該不動産に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。その後、Bの取得時効が完成した。Bは、登記がなくても所有権を取得し、抵当権が消滅したことをCに対抗することができるか。

時効取得者Bは、時効完成前に抵当権の設定を受けたCに対して、時効により所有権を取得した結果Cの抵当権が消滅したことを、登記がなくても対抗することができる。時効取得は原始取得であり、その結果、Cの抵当権は消滅するが、Cは時効完成前の第三者なので、その消滅を対抗するために登記は必要ないからである。

例題5 A所有の不動産について、Bの取得時効が完成し、Bは援用した。その後、CがAから当該不動産に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。Bは、登記がなくても所有権を取得し、抵当権が消滅したことをCに対抗することができるか。

本例題のCは、時効完成後の第三者であり、BとCは対抗関係である。先に登記を備えたCは、Bに対して抵当権の設定を受けたことを対抗することができる。つまり、Bは、不動産を原始取得したといっても、抵当権の消滅を対抗することができず、抵当権の負担の付いた所有権を取得するにとどまることになる。

例題6 A所有の不動産について、Bの取得時効が完成し、Bは援用した。Cは、Aから当該不動産に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。その後、Bは時効による所有権移転登記を受けたうえ、さらに占有を続け、Cの抵当権設定時を起算点とする再度の時効が完成した。Bは時効を再度援用し、抵当権の消滅を主張することができるか。

取得時効を援用し、時効取得を原因とする所有権の移転の登記をした者は、時効完成後に設定された抵当権設定登記を起算点とする再度の時効完成を援用することはできない（最判平15・10・31）。よって、再度時効が完成したことを理由として当該抵当権の消滅を主張することはできない。取得時効を援用し、時効取得を原因

とする所有権の移転の登記をした者は、所有権を確定的に取得しており、再度の時効取得を認める必要性がないからである。再度の時効取得は、抵当権の消滅だけを目的としており、認める余地がないというわけである。簡単にいえば、時効取得によって確実に権利を取得した後に設定された抵当権は、自分で設定した抵当権と変わりなく、消滅させる理由がないということである。

以上から、Bは、Cの抵当権設定時を起算点とする再度の時効が完成した場合でも、時効を再度援用することはできず、抵当権の消滅を主張することができない。

例題7 A所有の不動産について、Bの取得時効が完成した。Cは、Aから当該不動産に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。Bがさらに占有を続け、Cの抵当権設定時を起算点とする再度の時効が完成した場合、Bは時効を援用し、登記がなくても抵当権の消滅を主張することができるか。

例題7において、Bが抵当権の存在を認容していた等の特段の事情がない限り、Bは時効の援用をすることができ、登記がなくても時効取得を対抗し、抵当権の消滅を主張することができる（最判平24・3・16）。時効完成後に抵当権が設定され、その登記時から再度の時効が完成した点では、例題6と例題7は同じである。しかし、例題6では抵当権の消滅を主張できないのに対し、例題7では抵当権の消滅を主張することができる。ポイントは、例題7では、再度の時効が完成した後に、初めて時効を援用している点である。取得時効を初めて援用しているのだから、その援用は当然認められる。そして、その援用される時効は、抵当権設定後に再度完成したものだから、再度の時効完成で、時効完成後の譲受人に対して所有権を対抗することができることとの均衡上、時効完成後の抵当権者に対しても抵当権の消滅を認めたものである。 『森山和正の司法書士Vマジック1民法I第3版』より抜粋

(4) 『森山和正の司法書士Vマジック』における本試験の知識の説明の有無

※問題番号に○が付されているものが『Vマジック』掲載の知識で正解できた問題である

※ ページ数が記載されているものは、そのページで説明されていることを意味する

※ 直接は説明されていないが、基準などが記載されおり、解答までとり着けると推測できるものにはかっこ書を付した（ただし、統計上は厳密に未掲載と同様に数えた）

※ 説明されていないものは空欄とした

※ 学習の便宜のため、すべて発売されている最新版のページとなっている。

<午前部>33問/35問

	ア	イ	ウ	エ	オ
第1問○	P38	P39	P38	P64	P40
第2問○	P182			P214	
第3問○	P238	P238	P242	P249	P241
第4問○	I P73	I P73	I P73	II P73	※ I P73
第5問○	I P78	I P79	I P78		
第6問○	I P116	I P116	I P121	I P122	I P120・122
第7問○	I P207	※ I P207	I P348	※ I P207	I P385
第8問○	I P231	I P237	I P239	I P227	I P249
第9問○	I P272	I P270	I P272	I P273	I P274
第10問○	I P357		※ I P357	I P358	
第11問○	I P417	※ I P435	I P455	I P474	I P601
第12問○	I P425	I P489	I P429	I P430	I P435
第13問○	※ I P441	I P454	I P456	I P451	
第14問○	I P505	I P509	I P508	I P512	I P503
第15問○			I P522	I P548	I P283
第16問○	II P98	II P88	II P90	II P89	II P95
第17問○	※ II P59	II P51	II P64	II P63	II P64
第18問○		II P156		II P81	
第19問○	II P301	II P300	II P309	II P293	II P287
第20問○	II P407	II P403	II P401	II P400	II P410
第21問○	II P524		II P525	II P526	II P514
第22問○	II P630	II P631	II P632	II P631	
第23問○	II P638	II P640	II P645	II P648	II P641
第24問○	P297	P366	P298	P297	※P332
第25問○		P563		P563	
第26問×	P511				
第27問○	P334	P175	P348	P332	P336
第28問○	P45	P85	P82	P84	P81
第29問○	P275・254	P278	P280	P299	P546
第30問○	P194	※P233	※P230	P227	P233
第31問○	P316	P311	P545	P319	P318

第32問○	P240	P240	P241	P41	P321
第33問○	P386	P387	P383	P390	※P383
第34問○	P434		P501	P516	P546
第35問×					

<午後の部>31問/35問

	ア	イ	ウ	エ	オ
第1問○	P41	P40	P103	※P169	P40
第2問○	P154	P154	P153	P153	P154
第3問○	※P117	P118	P120	P121	P121
第4問×	P177	P179			※P177
第5問○	P206	P206	P206	P209	P210
第6問○	P422	P422	P421		P429
第7問○	P375	P376		P380	P378
第8問○	P583	P581	P596	P595	P601
第9問○	P497	P498	P496	P454	
第10問○	P475			P557	※P559
第11問○	P536	P535	P540	P542	P558
第12問○	Ⅱ P443	Ⅱ P442	Ⅱ P464		
第13問○	Ⅱ P166			I P85	Ⅱ P173
第14問○	Ⅱ P125	Ⅱ P126			I 353
第15問○	Ⅱ P106	Ⅱ P465		Ⅱ P473	Ⅱ P469
第16問○		Ⅱ 513	I P399	Ⅱ P111	Ⅱ P261
第17問○			Ⅱ P274	I P480	I P116
第18問○	Ⅱ P474	I 306	Ⅱ P474	Ⅱ P476	Ⅱ P475
第19問○	Ⅱ P372	Ⅱ P372		Ⅱ 367	Ⅱ 375
第20問○	I P249		I P93	I P135	I P111
第21問○	I P253	I P251	I P282	I 278	I P263
第22問×		I P176			
第23問○	※Ⅱ 334	I P237	Ⅱ P327	Ⅱ P320	
第24問○	Ⅱ P48	Ⅱ P455	Ⅱ P118		Ⅱ P431
第25問○	Ⅱ 457	Ⅱ P501	Ⅱ P501		Ⅱ P486
第26問○	Ⅱ P248	※Ⅱ P260	Ⅱ P274	Ⅱ P242	Ⅱ P242
第27問○	I P378	I P94	Ⅱ P492	I P432	I P165
第28問×	P626				
第29問○	P584	P414	P417	P415	P416
第30問○		P102	P99	P99	P103
第31問○		P74	P152	P144	P553
第32問○	※P241	P297	会	P294	P297
第33問○	P580	P483	P497	P594	
第34問×		P585	会	P594	
第35問○		P502	P502		P506

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU25429